

心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第10号

心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(弔慰金の給付)</p> <p>第13条 加入者の生存中に被共済者が死亡したときは当該加入者に、加入者及び被共済者が同時に死亡したときは死亡した被共済者の葬祭を行う者に対して、知事が別に定めるところにより、次の各号に掲げる加入者のこの共済制度に継続して加入していた期間（2口目継続1口加入者の生存中に被共済者が死亡し、又は2口目継続1口加入者及び被共済者が同時に死亡した場合にあっては2口の加入者としてこの共済制度に継続して加入していた期間と2口目継続1口加入者としてこの共済制度に継続して加入していた期間とを合算した期間、特定加入者の生存中に被共済者が死亡し、又は特定加入者及び被共済者が同時に死亡した場合にあっては2口の加入者としてこの共済制度に継続して加入していた期間）の区分に応じ、当該各号に定める額の弔慰金を支給する。ただし、当該期間が1年に満たない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 1年以上5年未満 <u>2万円</u></p> <p>(2) 5年以上20年未満 <u>5万円</u></p> <p>(3) 20年以上 <u>10万円</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(脱退一時金の給付)</p> <p>第13条の2 [略]</p> <p>2 脱退一時金の額は、次の各号に掲げる加入期間等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>(弔慰金の給付)</p> <p>第13条 加入者の生存中に被共済者が死亡したときは当該加入者に、加入者及び被共済者が同時に死亡したときは死亡した被共済者の葬祭を行う者に対して、知事が別に定めるところにより、次の各号に掲げる加入者のこの共済制度に継続して加入していた期間（2口目継続1口加入者の生存中に被共済者が死亡し、又は2口目継続1口加入者及び被共済者が同時に死亡した場合にあっては2口の加入者としてこの共済制度に継続して加入していた期間と2口目継続1口加入者としてこの共済制度に継続して加入していた期間とを合算した期間、特定加入者の生存中に被共済者が死亡し、又は特定加入者及び被共済者が同時に死亡した場合にあっては2口の加入者としてこの共済制度に継続して加入していた期間）の区分に応じ、当該各号に定める額の弔慰金を支給する。ただし、当該期間が1年に満たない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 1年以上5年未満 <u>5万円</u></p> <p>(2) 5年以上20年未満 <u>12万5千円</u></p> <p>(3) 20年以上 <u>25万円</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(脱退一時金の給付)</p> <p>第13条の2 [略]</p> <p>2 脱退一時金の額は、次の各号に掲げる加入期間等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

- (1) 5年以上10年未満 3万円
- (2) 10年以上20年未満 5万円
- (3) 20年以上 10万円

3 [略]

附 則

1～3 [略]

(掛金等の特例)

4 昭和61年3月31日においてこの共済制度に加入している者及び同日において他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であって同日後に第4条第2項の規定の適用を受けて加入者となったもの(特定加入者及び昭和54年10月1日以後に加入者となった者であってその加入時の年齢が45歳以上であったものを除く。以下同じ。)の納付しなければならない掛金の額は、別表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げるその者の昭和61年4月1日における年齢の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

昭和61年4月1日における年齢区分	月 額
35歳未満の者	<u>3,500円</u>
35歳以上40歳未満の者	<u>4,500円</u>
40歳以上45歳未満の者	<u>6,000円</u>
45歳以上の者	<u>7,400円</u>

5 [略]

別表 (第6条関係)

加入者となったときの年齢区分又は2口の加入者となったときの年齢区分	掛金月額	加算掛金月額
35歳未満の者	<u>3,500円</u>	<u>3,500円</u>
35歳以上40歳未満の者	<u>4,500円</u>	<u>4,500円</u>

- (1) 5年以上10年未満 7万5千円
- (2) 10年以上20年未満 12万5千円
- (3) 20年以上 25万円

3 [略]

附 則

1～3 [略]

(掛金等の特例)

4 昭和61年3月31日においてこの共済制度に加入している者及び同日において他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であって同日後に第4条第2項の規定の適用を受けて加入者となったもの(特定加入者及び昭和54年10月1日以後に加入者となった者であってその加入時の年齢が45歳以上であったものを除く。以下同じ。)の納付しなければならない掛金の額は、別表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げるその者の昭和61年4月1日における年齢の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

昭和61年4月1日における年齢区分	月 額
35歳未満の者	<u>5,600円</u>
35歳以上40歳未満の者	<u>6,900円</u>
40歳以上45歳未満の者	<u>8,700円</u>
45歳以上の者	<u>10,600円</u>

5 [略]

別表 (第6条関係)

加入者となったときの年齢区分又は2口の加入者となったときの年齢区分	掛金月額	加算掛金月額
35歳未満の者	<u>9,300円</u>	<u>9,300円</u>
35歳以上40歳未満の者	<u>11,400円</u>	<u>11,400円</u>

40歳以上45歳未満の者	<u>6,000円</u>	<u>6,000円</u>
45歳以上50歳未満の者	<u>7,400円</u>	<u>7,400円</u>
50歳以上55歳未満の者	<u>8,900円</u>	<u>8,900円</u>
55歳以上60歳未満の者	<u>10,800円</u>	<u>10,800円</u>
60歳以上65歳未満の者	<u>13,300円</u>	<u>13,300円</u>

40歳以上45歳未満の者	<u>14,300円</u>	<u>14,300円</u>
45歳以上50歳未満の者	<u>17,300円</u>	<u>17,300円</u>
50歳以上55歳未満の者	<u>18,800円</u>	<u>18,800円</u>
55歳以上60歳未満の者	<u>20,700円</u>	<u>20,700円</u>
60歳以上65歳未満の者	<u>23,300円</u>	<u>23,300円</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(施行日前の加入者の掛金等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の心身障害者扶養共済制度条例の規定に基づく心身障害者扶養共済制度に加入している者であって、施行日以後引き続きこの条例による改正後の心身障害者扶養共済制度条例（以下「改正後の条例」という。）の規定に基づく心身障害者扶養共済制度に加入している者（施行日の前日において他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（独立行政法人福祉医療機構と独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第12条第3項の規定による保険約款に基づく保険契約を締結している場合の制度に限る。以下「他の共済制度」という。）に加入している者であって、心身障害者扶養共済制度条例第4条第2項の規定により同条例の規定に基づく心身障害者扶養共済制度（以下「心身障害者扶養共済制度」という。）に加入している者を含む。）のうち、第1号に掲げる者（改正後の条例附則第4項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る掛金の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、同号に定める額とし、第2号に掲げる者に係る加算掛金又は継続掛金の額は、改正後の条例別表及び第6条第3項本文の規定にかかわらず、同号に定める額とする。

(1) 施行日前に1口目（心身障害者扶養共済制度条例第5条の2第4項第1号に規定する1口目をいう。以下同じ。）に加入した者であって施行日以後引き続き当該1口目を継続するもの又は施行日前に他の共済制度において1口目に相当するものに加入した者（同条例第4条第2項の規定により心身障害者扶養共済制度に加入する直前まで引き続き当該1口目に相当するものを継続していた者に限る。）であって同項の規定により心身障害者扶養共済制度に加入して引き続き1口目の加入者であるもの 当該1口目に加入したとき又は他の共済制度において当該1口目に相当するものに加入したときの次の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、同表の右欄に定める掛金の額

年齢の区分	掛金月額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円

40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上50歳未満の者	10,600円
50歳以上55歳未満の者	11,600円
55歳以上60歳未満の者	12,800円
60歳以上65歳未満の者	14,500円

(2) 施行日前に2口目(心身障害者扶養共済制度条例第5条の2第4項第2号に規定する2口目をいう。以下同じ。)に加入した者であって施行日以後引き続き当該2口目を継続するもの又は施行日前に他の共済制度において2口目に相当するものに加入した者(同条例第4条第2項の規定により心身障害者扶養共済制度に加入する直前まで引き続き当該2口目に相当するものを継続していた者に限る。)であって同項の規定により心身障害者扶養共済制度に加入して引き続き2口目の加入者であるもの 当該2口目に加入したとき又は他の共済制度において当該2口目に相当するものに加入したときの次の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、同表の右欄に定める加算掛金又は継続掛金の額

年齢の区分	加算掛金月額又は 継続掛金月額
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上50歳未満の者	10,600円
50歳以上55歳未満の者	11,600円
55歳以上60歳未満の者	12,800円
60歳以上65歳未満の者	14,500円

(施行日前の加入者に係る弔慰金及び脱退一時金に関する経過措置)

3 前項又は改正後の条例附則第4項の規定の適用を受ける者に係る改正後の条例第13条第1項の規定による弔慰金の額は、同項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる心身障害者扶養共済制度に継続して加入していた同項に規定する期間(心身障害者扶養共済制度条例附則第3項の規定により加入していた期間とみなされる期間を含む。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1年以上5年未満 3万円
- (2) 5年以上20年未満 7万5千円
- (3) 20年以上 15万円

4 2口の加入者である者のうち、掛金の額について附則第2項又は改正後の条例附則第4項の規定の適用を受け、かつ、加算掛金の額について附則第2項の

規定の適用を受ける者（以下「施行日前からの２口継続加入者」という。）に係る改正後の条例第13条第2項の規定により加算する額は、同項本文の規定にかかわらず、当該者が引き続き２口について心身障害者扶養共済制度に継続して加入していた期間（心身障害者扶養共済制度条例附則第3項の規定により加入していた期間とみなされる期間を含む。）について、前項各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

5 附則第2項又は改正後の条例附則第4項の規定の適用を受ける者が改正後の条例第13条の2第1項各号のいずれかに該当する場合における同条第2項の規定による脱退一時金の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる心身障害者扶養共済制度に継続して加入していた同項の加入期間等（心身障害者扶養共済制度条例附則第3項の規定により加入していた期間とみなされる期間を含む。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 5年以上10年未満 4万5千円

(2) 10年以上20年未満 7万5千円

(3) 20年以上 15万円

6 施行日前からの２口継続加入者に係る改正後の条例第13条の2第3項の規定により加算する額は、同項本文の規定にかかわらず、当該者が引き続き２口について心身障害者扶養共済制度に継続して加入していた期間（心身障害者扶養共済制度条例附則第3項の規定により加入していた期間とみなされる期間を含む。）について、前項各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（施行日前の死亡等に関する経過措置）

7 施行日前の心身障害者の死亡に係る弔慰金並びに施行日前の脱退及び口数の減少の申出に係る脱退一時金の額は、なお従前の例による。